

2027年6月入学生対応 精神保健福祉士相談援助業務について 相談援助業務一覧

追加

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
2. 障害者関係施設			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	障害福祉サービス事業／就労選択支援を行なう施設	就労選択支援員	精970
		相談援助業務に従事する職員	精971
3. その他			
児童福祉法	児童相談所	一時保護施設の設備運営に関する基準第18条第1項に規定する児童指導員	精972
		一時保護施設の設備運営に関する基準第18条第1項に規定する保育士	精973
		一時保護施設の設備運営に関する基準第18条第1項に規定する心理療法担当職員	精974
		一時保護施設の設備運営に関する基準第18条第1項に規定する個別対応職員	精975
児童福祉法	里親支援センター	障害児里親等支援担当職員	精976
児童福祉法	社会的養護自立支援拠点事業を行なう施設	就労等定着支援員	精977
児童福祉法	妊産婦等生活援助事業を行なう施設	就労等定着支援員	精978
児童福祉法	こども家庭センター	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員	精979
		統括支援員	精980
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性自立支援施設	心理療法担当職員	精981
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行なう自立相談支援機関	住まい相談支援員	精982
	生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所	住まい相談支援員	精983
	生活困窮者家計改善支援事業を行なう事業所	住まい相談支援員	精984

変更

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
3. その他			
-	第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第 1 号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修 若しくは上級職場適応援助者養成研修 を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	精887
-	高次脳機能障害者支援センター (旧：高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関)	支援コーディネーター	精893
生活保護法	被保護者就労支援事業を行なう事業所 被保護者就労準備支援事業を行なう事業所 被保護者家計改善支援事業を行なう事業所 子どもの進路選択支援事業を行なう事業所 被保護者地域居住支援事業を行なう事業所 就労支援事業を行なう事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員	精804
		被保護者就労準備支援担当者	精805
		相談支援に従事する者	精806
		家計改善支援員	精807
		居住支援員	精808

削除（別施設に統合）

児童福祉法	一時保護施設	児童指導員	精959
		保育士	精960
		心理療法担当職員	精961
		個別対応職員	精962